

障がい者への相談支援の充実

アナ： 『市長が語る 2021 三島』 第 20 回の今日は、「障がい者への相談支援の充実」についてお話を伺います。豊岡市長、よろしくお願いします。

市長： よろしく申し上げます。

アナ： 早速ですが、三島市では、障がいのある方への相談支援として、どのようなことに取り組んでいらっしゃるのですか。

市長： はい。

この4月に開設いたしました三島市と民間相談支援事業所との共同運営による「基幹相談支援センター」の相談窓口についてお話をさせていただきます。

障がいのある方を取り巻く環境は絶えず変化しておりますが、三島市では障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを推進しております。

地域には様々な困りごとをかかえた方がいらっしゃいます。

高齢の方や障がいのある方、また、家族で暮らしている方もいれば、単身の方もいらっしゃいます。

そのような中、例えば8050問題など、抱える課題が、複雑化・複合化しており、これまでの支援体制では対応が難しいことから、既存の支援体制を生かしつつ、包括的な支援が可能な仕組みをつくるため、昨年、社会福祉法が改正されまして、地域共生社会の実現に向けて、重層的支援体制整備事業の規定等が盛り込まれました。

アナ： 8050問題とは、80代の親御さんが、引きこもり等の50代のお子さんの生活を支えるという問題ですね。

社会的な孤立や生計の維持が問題視されていることもニュースなどで聞きますが、ご高齢の方の相談を受けていたらお子さんの相談でもあったということもあるのですね。

市長： はい。

そのため、重層的支援体制については、高齢、障がい、子ども、生活困窮等関連する分野において、相談支援、社会とのつながりを作るための参加支援、世代や属性を超えて交流できる地域づくりに向けた支援を一体的に実施する支援体制を整備する必要があるとされております。

三島市では、そのうち、障がいの分野における相談支援体制の充実・強化を目的に、本年4月に、これまで市の障がい福祉課と民間の相談支援事業所とがそれぞれ開設していた相談窓口を一体化しまして、共同運営による

「基幹相談支援センター」の相談窓口を市役所敷地内の別棟に開設いたしました。

相談窓口には相談支援専門員が2名常駐しておりまして、土日、祝日や

年末年始を除く月曜日から金曜日までの午前10時から午後4時までの間に、電話や面談による相談を受け付けておりますので、希望される方は、ぜひご利用いただければと存じます。

アナ： 相談を受ける相談支援専門員は、どのような役割を果たしていらっしゃるのでしょうか。

市長： はい。

相談支援専門員は、障がいのある方やそのご家族等の相談をしっかりと受け止めて、障がいのある方が、生まれ育った地域の中で生き生きと生活できるよう、一人ひとりのニーズに合った福祉サービス等の情報提供等を行い、障がいのある方と福祉サービス等とをつなぐ、いわば橋渡しの役割を担っております。

また、障がいのある方を取り巻く環境が、これまで以上に複雑化・複合化している中で、障がい以外の社会福祉分野との連携が必要な課題を一体的に解決するためにも、今後重要な役割を担うことが期待されています。

アナ： 地域で安全・安心な生活を送るために、障がいのある方やそのご家族などが、必要とする情報やサービス、権利擁護のための援助などについて、専門的な知識を持つ相談支援専門員に相談できるのは大変心強いですね。

今後、障がい以外の社会福祉分野との連携が進み、包括的な相談が可能になれば、ますます便利になりますね。

誰もが住みやすい地域づくりのため、今後も充実した支援の提供をお願いします。

豊岡市長、本日はありがとうございました。

市長： ありがとうございました。